

**デジタル技術を活用した  
サプライチェーンの高度化支援事業  
公募要領**

2023年6月

日本貿易振興機構（ジェトロ）

デジタル技術を活用したサプライチェーンの高度化支援事業支援事務局

## 〔目 次〕

1. デジタル技術を活用したサプライチェーンの高度化支援事業の目的.....	3
2. 補助対象事業者 .....	3
3. 補助対象事業の概要等 .....	5
4. 事業のスキーム .....	6
5. 公募期間・応募手続等 .....	7
6. 補助対象経費.....	9
7. 補助交付契約者の義務（交付契約後に遵守すべき事項） .....	10
8. 審査基準.....	12

### デジタル技術を活用したサプライチェーンの高度化支援事業について

- ・日本貿易振興機構（ジェトロ）では、日アセアン経済産業協力委員会(AMEICC)事務局からの委託によるデジタル技術を活用したサプライチェーンの高度化支援事業(以下、「本事業」という。)について、2023年6月から本事業の下、実証事業及び設備導入を実施する事業者を以下の要領で募集します。
- ・本事業は、追ってジェトロのウェブサイトに掲載予定の「交付規程」に基づいて実施いたします。本公募に申請する方、採択されて補助金を受給される方は、「交付規程」をよくご理解の上、補助金受給に関する全ての手続きを適正に行っていただくようお願いいたします。

## 1. デジタル技術を活用したサプライチェーンの高度化支援事業の目的

近年、サプライチェーンのグローバル化がますます進む中で、新型コロナウイルスによるパンデミックや地政学的対立等などにより、サプライチェーンの途絶リスクが顕在化しています。また、サプライチェーン全体でのCo2の削減や労働環境の改善などの共通価値への対応が求められるようになっていきます。そのようなリスクを軽減し、共通価値への対応を満たすサプライチェーンを構築するためには、データ共有・連携によるリスクやCo2排出量等の可視化、工場の操業停止を防ぐための製造工程の自動化などを通じたサプライチェーンの高度化が不可欠です。本事業は、長きにわたり日本の重要なパートナーであるASEANとともに、デジタル技術を活用してサプライチェーンの高度化を推進することを目的としています。

今回募集を行う実証事業と設備導入は、事業者間・拠点間におけるサプライチェーンのデータ共有・連携に繋がる取組や、製造工程自動化における生産性向上・効率化を実現していく取組を支援し、デジタル技術を活用したサプライチェーンの構築に資するユースケースの創出を行うものです。

なお、本公募要領における補助対象者等の定義は以下のとおりです。

「補助対象者」：補助申請に当たっての要件を満たす者

「補助申請者」：事業への申請を行った者

「補助交付契約者」：申請後採択を経て実際に補助を受ける者

「共同事業実施者」：補助交付契約者と共に補助対象事業を実施する法人等

## 2. 補助対象事業者

補助対象事業者は、次の要件を満たす民間事業者及び団体とします。

なお、1事業者で複数の案件を申請したい場合は1申請に複数の案件を記載するのではなく、1案件毎に申請を行ってください。

- (1) 日本に拠点及び法人格を持ち、日本における事業実態を有していること。
- (2) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 経済産業省所管補助金交付等の停止及び契約に係る指名停止等措置要領（平成15・01・29会課第1号）別表第一及び第二の各号第一欄に掲げる措置要件のいずれにも該当しないこと。
- (4) 会社更生法（昭和27年法律第172号）に基づき更生手続き開始の申し立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続き開始の申し立てがなされている者ではないこと（手続き開始の決定後、再認定を受けている者を除く）。

なお、本事業は大企業、中小企業ともに対象としておりますが、本要領における中小企業は以下のとおりです。

### ア 【中小企業（組合関連以外）】

・ 中小企業基本法に基づく中小企業の要件を満たす法人

業種	資本金	従業員数 (常勤)
製造業、建設業、運輸業	3億円	300人
卸売業	1億円	100人
サービス業 (ソフトウェア業、情報処理サービス業、旅館業を除く)	5,000万円	100人
小売業	5,000万円	50人
ゴム製品製造業 (自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く)	3億円	900人

ソフトウェア業又は情報処理サービス業	3億円	300人
旅館業	5,000万円	200人
その他の業種（上記以外）	3億円	300人

※資本金は、資本の額又は出資の総額をいいます。

※常勤従業員は、**中小企業基本法上の「常時使用する従業員」**をいい、労働基準法第20条の規定に基づく「**予め解雇の予告を必要とする者**」と解されます。これには、日々雇い入れられる者、2か月以内の期間を定めて使用される者、季節的業務に4か月以内の期間を定めて使用される者、試用期間中の者は含まれません。

なお、次の(1)～(5)のいずれかに該当する者は、大企業と見なされます。

- (1) 発行済株式の総数又は出資価格の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有している中小企業
- (2) 発行済株式の総数又は出資価格の総額の3分の2以上を大企業が所有している中小企業
- (3) 大企業の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の2分の1以上を占めている中小企業
- (4) 発行済株式の総数又は出資価格の総額を(1)～(2)に該当する中小企業が所有している中小企業
- (5) (1)～(3)に該当する中小企業者の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の全てを占めている中小企業

※資本金及び従業員数がともに前頁の表の数字を超える場合、大企業に該当します（以下を除く）

- ・ 中小企業投資育成株式会社法に規定する中小企業投資育成株式会社
- ・ 投資事業有限責任組合契約に関する法律に規定する投資事業有限責任組合

※本条件の適用は、補助事業実施期間中にも及びます。

- (6) 資本金又は出資金が5億円以上の法人に直接又は間接に100%の株式を保有される中小企業者
- (7) 交付申請時において、確定している（申告済みの）直近過去3年分の各年又は各事業年度の課税所得の年平均額が15億円を超える中小企業者

## イ 【中小企業（組合関連）】

- ・ 下表にある組合等
- ・ 下表にない組合や医療法人、社会福祉法人及び法人格のない任意団体は補助対象外。

組織形態
企業組合
協業組合
事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会
商工組合、商工組合連合会
商店街振興組合、商店街振興組合連合会
水産加工業協同組合、水産加工業協同組合連合会
生活衛生同業組合、生活衛生同業小組合、生活衛生同業組合連合会 <sup>*1</sup>
酒造組合、酒造組合連合会、酒造組合中央会 <sup>*2</sup>
内航海運組合、内航海運組合連合会 <sup>*3</sup>
技術研究組合 (直接又は間接の構成員の3分の2以上が中小企業者であるもの)

※1 その直接又は間接の構成員の3分の2以上が5,000万円（卸売業を主たる事業とする事業者については、1億円）以下の金額をその資本金の額若しくは出資の総額とする法人又は常時50人（卸売業又はサービス業を主たる事業とする事業者については、100人）以下の従業員を使用する者であるもの。

※2 その直接又は間接の構成員たる酒類製造業者の3分の2以上が3億円以下の金額をその資本金の額若しくは出資の総額とする法人又は常時300人以下の従業員を使用する者であるもの並びに

酒販組合、酒販組合連合会及び酒販組合中央会であって、その直接又は間接の構成員たる酒類販売業者の3分の2以上が5,000万円（酒類卸売業者については、1億円）以下の金額をその資本金の額若しくは出資の総額とする法人又は常時50人（酒類卸売業者については、100人）以下の従業員を使用する者であるもの。

※3 その直接又は間接の構成員たる内航海運事業を営む者の3分の2以上が3億円以下の金額をその資本金の額若しくは出資の総額とする法人又は常時300人以下の従業員を使用する者であるもの。

※4 なお、財団法人（公益・一般）及び社団法人（公益・一般）については、本事業の対象としますが、中小企業基本法に基づく中小企業には該当しません。

### 3. 補助対象事業の概要等

本事業では、ASEAN 地域において、企業がデジタル技術を活用してサプライチェーンを高度化するための対応として以下の事業等に係る費用の一部を補助します。

- ・ 調達・製造・物流・貿易管理・顧客管理といったサプライチェーンにおいて、デジタル技術を活用した情報の可視化や企業間・拠点間でのデータ共有・連携
- ・ 緊急時においても製造工程などにおける停止リスクを軽減させ、効率化に寄与する製造工程自動化

※本事業は実証事業と設備導入の2種類あり、申請する事業内容において適切なものを選択してください。なお実証事業とは、実際に適用可能な段階にある技術・システム・制度などを試験し、その有効性や経済性などを確認することを意味し、設備導入とは実証ではない設備の本格的な導入を意味します。

補助対象事業例

<SC情報の可視化&データ共有>

- ・ IOT 機器やソフトウェアの導入による工場等サプライチェーンデータの可視化
- ・ 取引先や同社拠点間とのサプライチェーンデータ共有・データ連携
- ・ サプライチェーンデータ管理の為にシステム構築やクラウドサービスの利用
- ・ GHG排出量可視化のための機器やソフトウェアの導入、クラウドサービスの利用
- ・ サーキュラーエコノミーの取組に係るサプライチェーン上のリサイクル品のトレーサビリティの実現

<製造工程の自動化>

- ・ 製造工程におけるロボットの導入による省人化・効率化等
- ・ 停止リスク軽減やリスク早期発見に繋がる生産状況の見える化システムの導入等
- ・ 臨機応変に製造品を変更できる設備やソフトウェアの導入等

#### 【事業実施期間】

交付契約締結日から2025年12月28日まで

#### 【補助金額】

補助上限額は3億円（税抜）

補助金の支払については、原則として本事業完了後に補助事業実績報告書の提出を受け、補助金額の確定後の精算払となります。

#### 【補助率（全事業共通）】

中小企業 1/2、大企業 1/3

※交付契約締結後に中小企業の定義から外れた場合は、補助率が変更となる場合があります。

※共同提案者に大企業が含まれる場合は、大企業の補助率が適用される。

## 【補助対象経費】

「6. 補助対象経費」に記載

## 【補助事業の要件】

### 補助事業の要件として、以下の全ての項目を満たしていることを必要とする

- ・ 日本又はASEAN地域に拠点を有している日本法人。（複数の法人による共同提案も可能であるが、その際は連絡窓口として代表一者を幹事法人とすること。その際の補助金支払いは幹事法人に行う。）
- ・ 本事業はASEANを含む地域において実施されることとし、設備導入先又はサプライチェーンデータ連携先となる事業者はASEAN地域内において登記されている事業者であること。
- ・ 本事業を的確に遂行する組織、能力、人員等を有していること。
- ・ 本事業を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有し、かつ、資金等について十分な管理能力を有していること。
- ・ 本事業の実績報告及び創出されたユースケースについては、個社の競争力に影響がない範囲を相談のうえで、AMEICC事務局を通じて経済産業省と東アジア・アセアン経済研究センター（ERIA）に提出されることを了承すること。
- ・ 経済産業省が本事業期間中及び終了後に検討しているサプライチェーン高度化に資する研究会について、ヒアリングや資料提供等に協力すること。
- ・ 本事業実施に当たって、本事業以外からの国庫による補助等（経済産業省のみならず他省庁の補助金、委託費、交付金等も含む）を受けていない又は受ける予定がないこと

### 補助事業の要件として、以下の項目に取り組むことを推奨する

- ・ 経済産業省及び独立行政法人情報処理推進機構のデジタルアーキテクチャ・デザインセンター（DADC）が推進するウラノス・エコシステム（Ouranos Ecosystem）の取組に協力していくこと。具体的には、データ共有・連携事業については、経済産業省及びDADCが公表した「サプライチェーン上のデータ連携の仕組みに関するガイドラインα版」（※下記リンク参照）に記載の分野共通（同ガイドラインP19に該当項目を記載）の仕様に可能な限り合致させる又は相互接続性を持たせること。同ガイドラインの今後の更新に向けて、経済産業省又はDADCから求めがあった場合には、同ガイドラインに対する改善提案等を行うこと。なお、経済産業省及びDADCは、各事業のガイドラインへの適合性について、個別の質問は基本的には受け付けていないことには留意すること。

※ [https://www.ipa.go.jp/digital/architecture/Individual-link/ps6vr7000001m4n6-att/guideline\\_for\\_datacooperation\\_in\\_BattCFPDD.pdf](https://www.ipa.go.jp/digital/architecture/Individual-link/ps6vr7000001m4n6-att/guideline_for_datacooperation_in_BattCFPDD.pdf)

- ・ 地域的な包括的経済連携（RCEP）やインド太平洋経済枠組み（IPEF）等の国際的な枠組み等におけるデータ関連ルールの形成及び各国での関連制度整備に沿った取組であること

## ・ 4. 事業のスキーム



※データ共有・連携を伴わない事業の場合はユースケース提出はありません。

## 5. 公募期間・応募手続等

### (1) 公募期間

- ・ 公募開始：令和5年6月1日（木）
  - ・ 公募締切：**令和5年6月23日（金） 午後5時必着**
  - ・ 公募採択発表：令和5年8月下旬を予定（予定変更の場合があります。）
- ※十分な対策を行ってはおりますが、申請が集中した場合、申請手続が滞る可能性があります。特に締切り間際などは多くの申請があり、申請が集中することが予想されます。お時間には十分な余裕を持ってご申請いただきますようお願いいたします。

### (2) 申請方法

公募締切までに以下の提出先申請webサイトに必要事項を入力、送信してください。

- ※ 電子ファイル化が困難な場合には郵送での送付を受け付けます。その際は、予め事務局に電話・メールでのご連絡をいただけますようお願いいたします。
- ※ 資料に不備がある場合や締切を過ぎて提出された資料は審査の対象となりませんので、本要領等をご熟読の上で注意してご記入いただくとともに、時間的余裕を持ってご送付いただけますようお願いいたします。

### 【提出書類】

	書 類 名	様式
<input type="checkbox"/>	I. 申請書	様式第 1
<input type="checkbox"/>	II. 事業提案概要	様式第 2
<input type="checkbox"/>	III. ケース様式（ER 図、データフロー図等） ※データ共有・連携が伴う事業のみ提出必須	様式第 3— 1
<input type="checkbox"/>	IV. 案件概要（PPT：和英）	様式第 3— 2
<input type="checkbox"/>	V. 事業提案に関する詳細資料 ※様式 2 に記載の各項目を詳細に説明する資料として、以下の項目が明記された資料を提出すること。資料には通し頁番号を付すこと。 1) ～ 3) は実証事業・設備導入共に提出必須、4) は実証事業のみ必須、5) は任意。 【提出必須事項】 1) スケジュール表 2) 実施体制図、 3) 導入予定のシステムや設備の概要 4) 成果目標や実施効果等の数値を裏付けるデータ・資料 【任意】 5) 申請事業の実施に際して現地政府・企業等との連携・協業が予定されている場合、そのことを示す文書があればその写し等	書式自由

<input type="checkbox"/>	VI. 事業経費概算書	様式第4
<input type="checkbox"/>	VII. 会社概要等（パンフレット等を添付） ※共同事業実施者の概要説明資料も提出すること	書式自由
<input type="checkbox"/>	VIII. 直近3年の決算報告書と財務諸表（資本内訳含む） ※単体ベース。連結がある場合には連結決算も併せて提出。 ※設立後3年未満の場合は、提出可能な年のみで可。	書式自由
<input type="checkbox"/>	IX. その他参考資料	書式自由

※【個人情報の取り扱い】この公募に関して提出書類にご記入いただいた個人情報は、本事業採択手続き及び執行のために利用します。

※提出された応募書類は、機密保持には十分配慮した上で、審査・管理・確定・精算・政策効果検証に使用いたします。また応募書類はご返却いたしませんのでご注意ください。応募書類は上記以外の目的には使用せず、機密保持には十分配慮しますが、「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律」（平成13年12月5日法律第140号）に基づき、不開示情報（個人情報、法人の正当な利益を害する情報等）を除き原則として情報公開の対象となりますのでご了承下さい。

※応募書類に記載する内容は、採択後行う交付契約内容の基本方針となるため、予算額内で実現が確約されることのみをご記載ください。採択後であっても、補助申請者の都合により記載された計画に大幅な変更があった場合には、補助対象外となる場合があります（本「公募要領」7.補助交付契約者の義務（1）参照）。

※応募書類の受領後、必要に応じてジェットロから任意に追加の資料提供を依頼する場合があります。また、書類内容につき、確認事項がある場合は、選定結果の通知日までにジェットロから連絡することがあります。

### 【提出先】

提出先・質問先
日本貿易振興機構（ジェットロ）サプライチェーン課 「デジタル技術を活用したサプライチェーンの高度化支援事業」支援事務局 <提出フォーム> <a href="https://www.jetro.go.jp/form5/pub/scd/scdx">https://www.jetro.go.jp/form5/pub/scd/scdx</a> <お問い合わせ> <a href="https://www.jetro.go.jp/form5/pub/scd/scdx_contact">https://www.jetro.go.jp/form5/pub/scd/scdx_contact</a> Email:scs@jetro.go.jp TEL:03-3582-5410（9時～12時、13時～17時。土・日・祝日を除く。）

#### ■ 質問の受付

本事業に関するお問い合わせについては、上記専用フォームからご連絡ください。フォームへのアクセスができない場合は各問い合わせ先メールアドレス ([scs@jetro.go.jp](mailto:scs@jetro.go.jp)) に企業名および氏名を明記のうえお送りください。公募期間中はお問い合わせを受け付け、できる限り迅速に回答を差し上げますが、公募締切間際にお問い合わせを頂いた場合には公募期限内の回答が困難となる可能性もありますので、ご連絡はできるだけ早めに、遅くとも2023年6月16日（金）までにお寄せください。その後にご連絡いただいた場合、ご回答が公募締切に間に合わない場合がありますので予めご容赦願います。

### (3) 審査結果の通知・公表

- ・ 採択案件決定後、申請者全員に対して、速やかに採択・不採択の結果をジェットロから通知します。
- ・ 採択された案件は、受付番号、商号又は名称（法人番号を含む）、プロジェクト名事業実施国など事業概要をホームページ等で公表します。

#### (4) 採択後の手続き

- ・ 採択後、ジェットロにおいて、補助申請者からの宣誓書提出を受けた後、申請書の事業費を原則上限とし、事業計画及び補助対象経費を精査した上で、交付契約通知を発出し、補助申請者との間で補助金交付契約を締結します。この際、補助対象経費が減額する場合がありますので予めご了承ください。
- ・ 補助交付契約者は、事業完了後、実績報告書を提出し、補助金の交付申請手続きを行っていただきます（詳細な手続きは採択者向けに改めてご連絡いたします）。この際、受給できる補助金額が減額する場合がありますので、予めご了承ください。
- ・ また、補助事業実施場所を変更することは原則として認められません。

## 6. 補助対象経費

- ・ 補助対象となる経費は、本事業の対象として明確に区分できるものであり、また、その経費の必要性及び金額の妥当性を証拠書類によって明確に確認できる、以下の経費です。
- ・ 対象経費は、交付契約日以降に発注を行い、補助事業実施期間内に支払を完了したものに限りします。

#### (1) 対象経費の区分

経費項目	主な経費支出可能項目例 ※事務局が認めたものに限る
人件費	国内外で事業に従事する者の直接作業時間に対する人件費
旅費	事業を実施するために必要な国内出張及び海外出張に係る経費
設計費	補助事業の実施に必要な機械装置、建築材料等の設計費、システム設計費 等
機械設備費	事業を実施するために必要な機械装置の購入、試作、改良、据付、借用又は修繕等に必要経費及び実証を実施するために直接必要な機械装置を製作するために必要な工具 器具備品（木型、金型を 含み、耐用年数1年以内のものを除く。）の購入、試作、改良、据付、借用又は修繕に要する経費 ※実証事業において取得にかかる経費のうち事業実施期間を超えての使用が見込まれる場合、対象となる経費の算定は、以下の算定式に基づき行う。 【取得価格×使用期間/耐用年数】
備品費（ソフトウェア含む）	事業を実施するために必要な物品（1年以上継続して使用できるもの）の購入、製造に必要な経費。取得単価が10万円以上（消費税込み）のもの。また、事業の実施に必要な専用ソフトウェア・情報システムの購入・構築（改修を含む。）、借用に要する経費
消耗品費	事業を実施するために必要な物品（使用可能期間が1年未満のもの）であって備品費に属さないもの（ただし、当該事業のみで使用されることが確認できるもの）の購入に要する経費。取得単価が10万円未満（消費税込み）のもの。
外注費・委託費	補助事業者が直接実施することができないもの又は適当でないものについて、他の事業者へ外注、委託するために必要な経費 ※外注・委託先が機械装置等の設備を購入する費用は補助対象にならない ※外注費・委託費は、原則として補助事業に要する額の5割未満とするが、事業実施に必要と認められる場合には5割以上も可とする。なお、外注・委託の金額・割合に応じて経費の合理性を個別に判断する。
補助員人件費	事業を実施するために必要な補助員（アルバイト等）に係る経費

通信運搬費	事業の実施に直接必要な物品の運搬、データの送受信等の通信・電話料（電話料、ファクシミリ料、インターネット使用料、宅配代、郵便料等）
印刷製本・映像制作費	事業遂行に必要なパンフレット・リーフレット・映像等の制作に関する経費
その他諸経費	事業を行うために必要な経費であって、他のいずれの区分にも属さないもの。 原則として、当該事業のために使用されることが特定・確認できるもの。 例) - 設備の修繕・保守費 - 文献購入費、法定検査、検定料関連費用等

## (2) 補助対象経費全般にわたる留意事項

- ① 以下の経費は、補助対象になりません。
  - ・ 家賃、保証金、敷金、仲介手数料、光熱水費
  - ・ 商品券等の金券
  - ・ 文房具などの事務用品等の消耗品代、雑誌購読料、新聞代、団体等の会費
  - ・ 飲食、奢侈、娯楽、接待等の費用
  - ・ 自動車等車両（事業所や作業所内のみで走行し、自動車登録番号がなく、公道を自走することができないものを除く。）の購入費・修理費・車検費用
  - ・ 収入印紙
  - ・ 借入金などの支払利息及び遅延損害金
  - ・ 補助金事業計画書・申請書・報告書等のジェット口に提出する書類作成・送付に係る費用
  - ・ 汎用性があり、目的外使用になり得るもの（例えば、事務用のパソコン・プリンタ・文書作成ソフト・タブレット端末・スマートフォン及びデジタル複合機など）の購入費
  - ・ 中古市場において広く流通していない中古機械設備など、その価格設定の適正性が明確でない中古品の購入費（3者以上の中古品流通事業者から型式や年式が記載された相見積りを取得している場合等を除く）
  - ・ 上記のほか、公的な資金の用途として社会通念上、不適切と認められる経費
- ② 補助対象経費は、補助事業実施期間内に補助事業のために支払いを行ったことを確認できるものに限り、支払いは、銀行振込の実績で確認を行います（手形払等で実績を確認できないものは対象外）。ただし、少額を現金やクレジットカードで支払う場合は、事前にジェット口に相談ください。）
- ③ 採択後、交付契約手続の際には、本事業における発注先の選定にあたって、入手価格の妥当性を証明できるよう見積書を取得する必要があります。また、単価10万円（税抜）以上の物件等については原則として2者以上から同一条件による見積りをとることが必要です。従って申請の準備段階にて予め複数者から見積書を取得いただくと、採択後、円滑に事業を開始いただけます。但し発注内容の性質上2者以上から見積りをとることが困難な場合は、該当する企業等を随意の契約先とすることができます。その場合、該当企業等を随意契約の対象とする理由書が必要となり、価格妥当性等に関して合理的理由が認められない場合には補助対象とならない可能性があります。
- ④ 補助金交付申請額の算定段階において、消費税等は補助対象経費から除外して算定してください。

## 7. 補助交付契約者の義務（交付契約後に遵守すべき事項）

本事業の交付契約を締結した補助交付契約者は、以下の条件等を守らなければなりません。また、本条件等を守るために必要とされる場合は、委託先等にも本義務を遵守させなければなりません。

- (1) 交付契約後、本事業の経費の配分若しくは計画を変更しようとする場合、又は本事業を中止、廃止若しくは他に承継させようとする場合には、事前にジェット口の承認を得なければなりません。計画変更の内容によっては、補助対象外となる、あるいは補助金返還となる場合があります。

- (2) 本事業を完了したときは、その日から起算して30日を経過した日又は事業完了期限日のいずれか早い日までに補助事業実績報告書を提出しなければなりません。
- (3) 取得財産のうち、単価50万円(税抜)以上の機械等の財産又は効用の増加した財産(処分制限財産)は、補助金交付の目的に従って効果的運用を図らなければなりません。なお、当該取得財産等については、「取得財産管理台帳」を備えて、財産処分制限期間(昭和53年8月5日通商産業省告示第360号を準用)の間、的確に管理しなければなりません。

※昭和53年8月5日通商産業省告示第360号

[https://www.meti.go.jp/information\\_2/publicoffer/org\\_daijin\\_kaikei2.html](https://www.meti.go.jp/information_2/publicoffer/org_daijin_kaikei2.html)

- (4) 当該処分制限財産等については、上記財産処分制限期間内に処分(①補助金の交付の目的に沿わない使用、譲渡、交換又は貸付、②担保に供する処分又は廃棄等)しようとするとき、実証事業で取得した財産等を商用生産用に使用を開始するときは、事前にその承認を受けなければなりません。また、上記財産処分制限期間内に当該処分制限財産を処分する場合は、時価(譲渡額)により、当該処分財産に係る補助金額を限度に補助金をAMEICC事務局に返納しなければなりません。
- (5) 交付申請書提出の際、消費税及び地方消費税額等仕入控除税額を減額して記載しなければなりません。
- ※補助交付契約者が課税事業者(免税事業者及び簡易課税事業者以外)の場合、本事業に係る課税仕入に伴い、消費税及び地方消費税の還付金が発生することになるため、この還付と補助金交付が重複しないよう、課税仕入の際の消費税及び地方消費税相当額について、原則としてあらかじめ補助対象経費から減額しておくこととします。この消費税及び地方消費税相当額を「消費税等仕入控除税額」といいます。
- (6) 補助交付契約者は、本事業に係る経理について、その収支の事実を明確にした証拠書類を整理し、交付年度終了後5年間保存しなければなりません。
- (7) 補助交付契約者は、本事業の遂行及び収支の状況について、ジェットロから要求があったときは速やかに遂行状況報告書を作成し、ジェットロに提出しなければなりません。
- (8) 事業期間中、受託者は各事業計画に基づき、下記資料を定期的に事務局へ提出願います。

【翌月10日まで】

- ・当月の事業実施結果(トピックス、課題)
- ・翌月の事業実施予定
- ・進捗管理表
- ・収支実績報告書(所定フォーム)および証憑類のコピー

- (9) 事業が完了した際には、補助事業締結報告書(領収書等証憑のコピー及び出勤伝票のコピー等を含む一式)とともに、本事業の成果物として、事業報告書を所定のフォームに基づき作成し、事務局へ提出願います。上記報告書の提出期限は事業完了から30日以内、もしくは事業実施期限のいずれかの早い日となります。
- (10) 本事業の進捗状況確認のため、ジェットロが実地検査に入ることがあります。また、本事業終了後、会計検査院やジェットロ等が実地検査に入ることがあります。この検査により補助金の返還命令等の指示がなされた場合は、これに従わなければなりません。
- (11) 本事業を実施することにより発生した知的財産権は補助交付契約者に帰属します。但し、ジェットロが公共の利益のために特に必要があるとしてその理由を明らかにして求める場合には、補助交付契約者は当該知的財産権を実施する権利をジェットロに許諾する必要があります。
- (12) 補助金の支払については、原則として本事業完了後に補助事業実績報告書の提出を受け、補助金額の確定後の精算払となります。なお、補助金は経理上、支払を受けた事業年度における収入として計上するものであり、法人税等の課税対象となります。
- (13) 本事業終了後の補助金額確定にあたり、補助対象物件や帳簿類の現地確認ができない場合については、当該物件等に係る金額は補助対象とはなりません。
- (14) 補助交付契約者が交付契約に違反する行為等(例:他の用途への無断流用、虚偽報告など)をした場合には、補助金の返還、不正の内容の公表等を行うことがあります。

- (15) 今回申請された事業者の方に、採否にかかわらず本事業に関係する調査をお願いすることがあります。また補助交付契約者には、必要に応じて事業の成果の発表、事例集の作成等への協力をお願いいたしますので、予めご了承ください。
- (16) 独立行政法人との一定の関係を有する法人と契約をする場合、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成22年12月7日閣議決定）に基づき、当該法人へのOBの再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取組を進めるとされています。ジェットロにおいて役員を経験した者（役員経験者）が再就職していること又は課長相当職以上の職を経験した者（課長相当職以上経験者）が役員、顧問等として再就職していること、また、ジェットロとの間の取引高が、総売上高又は事業収入の三分の一以上を占めている場合は、所要の情報の当機構への提供及び情報の公表に同意の上で、応募していただきます。
- (17) 本事業の実施に際し補助事業契約者は、海外に渡航する場合及び渡航中においては「外務省 海外安全ホームページ」における渡航先の（経由地を含む）海外安全情報を確認するとともに、感染症危険情報、スポット情報についても確認し、緊急時にはジェットロ（ジェットロの海外現地事務所を含む）並びに経済産業省・外務省（現地公館を含む）の指示に従い、安全の確保に努めるものとします。また、新型コロナウイルス感染拡大などの海外情勢を踏まえ、海外渡航を中止せざるを得ない場合においては、以下の対応となる点につき予めご了承ください。
- 一 現地情勢等の諸般の事情に鑑み、ジェットロおよび経済産業省の判断により中止又は延期を勧告する場合があります。中止又は延期となった場合に生じた経費については補助の対象外となります。

## 8. 審査基準

採択にあたっては、申請案件が補助要件に合致しているかジェットロで判断の上、有識者で構成される委員会で審査を行い決定します。審査委員会では主に以下の基準に基づき採点を行います。また、応募期間締切後に、必要に応じて提案に関するヒアリングを実施する場合があります。

### <必須項目>

- 申請企業・団体の適格性
  - ・ 事業者の範囲、不支給要件に当たらないことが確認できるか
- 申請内容の十分性・明確性
  - ・ 提出書類が揃っているか
  - ・ 提出書類に十分かつ明確な記載がなされているか
- 事業内容の適格性
  - ・ 補助事業の目的、補助要件に合致しているか

### <基礎要件審査項目>

- 補助事業の実施体制
  - ・ 補助事業を円滑に遂行するための十分な体制を有しているか。
  - ・ 事業計画書中の「実施体制図」において、申請事業者の実施体制が具体的に記載されており、事業を行うにあたり十分と考えられるか。
- 財務の健全性
  - ・ 補助事業を円滑に遂行するための資金力、経営基盤を有しているか。
- 補助事業の実現可能性
  - ・ 補助事業のスケジュールが妥当であるか。課題、スケジュール等が明確に設定されているか。

### <事業内容審査項目>

（SC情報の可視化&データ共有・連携）

- SC情報の可視化&データ共有・連携における効果や創出されるベネフィット
  - ・ 想定されるSCデータ情報の可視化&拠点間や企業間でデータ共有・連携を実現することによる生産性向上などの効果
  - ・ 新たな取引先やビジネスの拡大など創出されるベネフィット
- SCデータ共有・連携の実現方法
  - ・ 申請事業に対して合理的であり、効果を最大化すると思われるデジタル技術によるSCデータ共有・連携方法
- 将来的なデータ共有・連携の拡張の可能性
  - ・ 申請事業で実現したSCデータ共有・連携をきっかけに、自社内から社外取引先へのデータ共有・連携や更なるデータ共有・連携先の増加などの拡張性
- サイバー・セキュリティの取組
  - ・ 情報の機密性・可用性・完全性を鑑みたデータ取扱者の認証の仕組みや権限管理、データの正確性の担保の仕組み等

(製造工程自動化)

- 製造工程自動化を実現した際の効果
  - ・ システムや設備の導入などによって、省人化や効率化、正確性や生産スピードの向上など、製造工程の自動化による効果
- 将来的な拡張の可能性とそれで得られる効果
  - ・ 実現した製造工程自動化をきっかけに、将来的な更なる自動化推進や他工場への横展開などの拡張性
  - ・ 将来的な拡張から創出される停止リスクの軽減や生産性の向上などの効果

<本事業の成果を高める要素>

- 本事業の成果を高めるための以下の各要素を重視する。
  - ・ 取引企業等、自社ではない企業（特にASEAN地場企業）とのデータ共有・連携
  - ・ 3社以上にわたる接続先を有するデータ共有・連携
  - ・ 製造工程自動化と共にデータ共有・連携においても同時に実施
  - ・ 推奨されている補助要件に対する取組
  - ・ 具体的な産業/分野別のビジネスモデルとユースケースの構築・提示
  - ・ 以上を可能とする人材の育成提案

など。

以上